

幕末・明治維新における郷士の政治的運動の展開

——旗本領丹波馬路両苗郷士について——

岡 本 幸 雄

はしがき

一 両苗郷士と攘夷運動

二 両苗郷士と禁裏守衛（禁門の変）

三 両苗郷士と倒幕運動（戊辰戦争）

あとがき

は し が き

中世来、丹波馬路郷における土豪¹、地侍として、領主的郷村支配を行っていたと考えられる人見、中川両苗郷士が、秀吉の兵農分離過程においては本百姓の身分に固定されながらも、赦免屋敷地の特権を与えられるとともに、近世初期からいわば旧族郷士としてその身分を郷村に誇り、元祿期旗本杉浦氏の知行支配地となった以降においても、「地頭帯刀」² 郷士を許され、また、両苗郷士一族の結束と統制のための「帯刀仲間」なる郷士集団

を結成していたその内容については、対領主関係との問題と併わせずに報告をなし、かつ、両苗郷土のよつて立つ経済的基盤の分析と彼等の郷村支配の実態についてもこれまたすでにあきらかにするところである。⁽¹⁾

ところで、こうした馬路両苗郷土が、幕末から明治維新にかけてかなり積極的な政治的行動をとり、尊王精神を軸として攘夷から倒幕運動へと展開を遂げて行つたが、当時の国内のめまぐるしい政治的動向に必要な限り留意しながら、彼等両苗郷土の国内政治的動向への対応の仕方、つまり、彼等の政治的な運動過程をあきらかにし、また、明治維新（戊辰戦争）において果たした彼等の役割と戊辰戦争（山陰鎮撫）を通じてみた維新の担い手としての「同盟論」、明治新政権の性格などにもすこしく触れてみようとするのが本稿の目的である。

一 両苗郷土と攘夷運動

幕末の動乱期は嘉永六年（一八五三）六月のペリー渡来によって開始された。幕藩封建体制はすでに動揺し、封建的危機が増大していたおり、これに強烈な打撃を与えたものは浦賀えの黒船渡来であった。当時の国内政局は幕府独裁派と雄藩勢力との間で、独裁か修正かの幕政改革をめぐる対立が烈しく行われ、またそれに將軍継嗣問題が加えられたことにより両者間にさらに烈しい対立がみられたが、こうした政局の下にあつて、水戸藩に優るとも劣らない攘夷論者であつた幕府が、攘夷鎖国の世論をおしきつて遂に安政五年（一八五八）井伊大老の手により通商条約を専断調印、翌年開港するに至つた。この開港は世界的に市場を形成しようとする資本主義の運動そのものによる必然的なものであつたが、幕府にとっては、まず外国との紛争を回避して、その間に幕府反対派の肅正を断行することにあつた。井伊による安政の大獄がこれである。この開港を機に国内では大きく経済的

変動、物価騰貴をもたらした。これは一方では国際的には世界の資本主義と接触をもつに至った反面、国内ではなお封建的生産機構が厳然と存在するという矛盾にもとづくものである。しかし物価騰貴により大きな打撃を受けていた都市大衆および俸祿武士、特に下層武士たちは、この経済的変動の原因を内に求めず、外に求めて行き攘夷鎖国論となつて現われた。そして、当時強力な武力を背景とした外国資本主義の力に屈して開国を断行し、再び、攘夷鎖国断行えの能力、期待を欠くものとみた攘夷派の人たちは、次第に幕府から離れて朝廷の周辺に結集して行つた。攘夷と尊王との結合すなわち尊王攘夷論の成立である。

ところで、嘉永六年のペリー来航によつて攘夷鎖国の世論が、外患に備える海防農兵設置の問題として具体的にクロロズ・アップされるに至つたものである。例えば、水戸藩では斉昭がすではやく天保初年から海防農兵設置の意見をもつていたが、ペリー来航によつて安政二年九月農兵の編成を行つたものであり、また、土佐藩では安政元年に民兵と称して農兵の採用を領内に布告して外患に備えたものであつた。しかしながら、幕府はじめてその他の諸藩においては、攘夷鎖国論者ではあつても一般的に海防農兵設置を行うに積極的ではなかつたとされてゐる。その理由とするところは農民の武装反抗の危険性、農民への負担と農業怠慢への危惧、士農の身分的秩序の破壊などを恐れたことにある。幕府においては、江川太郎左衛門などによる海防農兵設置の積極的主張があるにはあつたが、しかし、この設置は「頑愚痴鈍之土民ヲ物之用ニ不_レ相立_ニハ勿論、却テ肝心ノ農事ヲ怠、無頼放埒ニ引入候基ニテ、果ハ国家の衰弱ト相成可_レ申」（幕府海防掛意見書）、あるいは「當時之姿ニ而容易ニ農兵御取立有之候ハ、迎も心得方教諭等は不行届、忽ち百姓共気かさに相成、必らず御代官之指揮には不随、右の中剛気のもの頭取様ニ相成、下々ニ而党を組、公辺をも不憚様ニ成行可_レ申哉ニ奉存候」（幕吏木村政藏意見）など

の内容にみられる事態を恐れ、したがって、幕府の農兵設置には極めて消極的なものがあつたとされている。しかし、嘉永六年六月のペリー来航当時において、同年七月幕府は阿部政権の下で、尊王攘夷論の教主水戸の前藩主斉昭を海防参与の名目で幕閣の最高顧問に迎えているのは、一つには阿部政権による幕府独裁の改定、協調政策の構想に出るものであつたが、もう一つには当時の攘夷鎖国の世論に応えようとしたものと考えられる。そして攘夷鎖国のための海防農兵設置の実践において、幕府は必ずしもそれを無視したものではなく、直領代官支配地や旗本知行支配地における有力農民、郷士の江戸出府をはかり、江戸周辺の守備を一応整えていたものと考えられる。

しかし、この点一例にすぎないが、丹波国馬路村の両苗郷士が、旗本杉浦支配地における他の郷士らと共に、安政元年（嘉永七年、一八五四）と同二年の二回にわたり、杉浦氏の命令によりはるばる丹波の地より江戸出府を實行していることによつてうかがうことができる。

「嘉永七寅年五月、丹州御軍役出府日数取調帳」、「嘉永七寅年十二月、御軍役ニ付勘定帳」、「嘉永七寅年、御軍役ニ付両苗割賦帳」、「安政二年卯十二月、両苗出府ニ付出入目録」、「安政卯年十二月、御軍役出府ニ付入出勘定帳」、「安政二年卯十二月、御軍役三組割賦目録」、「安政二卯年十二月、御軍役四箇村割賦目録」などの残存史料は、いま右にのべた点をあきらかならしめるものであるが、ここではこれら史料のうち二三のものを整理し掲げておくとつぎのようなものである。

まず嘉永七寅年の「丹州御軍役日数取調帳」によれば、同年の二月一九日より五月一日に至る間両苗郷士らが江戸に滞在していたことがあきらかであり、この間滞在人数に変動はあるが、三月一日より約一カ月間にわたつ

嘉永7寅年5月丹州御軍役日数取調帳

延人数	江戸滞在費用(銭)	備考
84人	33,600 <small>貫文</small>	是者7人2月19日 <small>ハ</small> 晦日迄12日分、但1人1日400文宛
171	68,400	是者19人2月22日 <small>ハ</small> 晦日迄9日分、但右同断
168	67,400	是者24人2月24日 <small>ハ</small> 晦日迄7日分、但右同断
1,450	580,000	是者50人3月朔日 <small>ハ</small> 29日迄29日分、但右同断
247	98,800	是者19人4月朔日 <small>ハ</small> 13日迄13日分、但右同断
154	61,600	是者11人4月朔日 <small>ハ</small> 14日迄14日分、但右同断
240	96,000	是者8人4月朔日 <small>ハ</small> 晦日迄30日分、但右同断
372	148,800	是者12人4月朔日 <small>ハ</small> 5日朔日迄31日分、但右同断
合計 2,886	1,154,400	(此金、177両2歩ト銭648文)

人(内一人死亡)、三カ村帯刀人五人(三ヶ村は馬路組のうち池尻、出雲、小口の三村を指す)の計三十名が、同年七月二三日頃より九月二五日前後までの約二カ月間江戸に滞在していたことがあきらかにされる。しかもこうした帯刀人三十名の江戸滞在費ならびに江戸丹波間の往復その他諸雑費、すなわち「丹州軍役惣入用高、拾貫三百拾匁六厘(但し、地頭杉浦氏よりの手当金「銭貳百參拾貳貫文」の分を支出と相殺除く)、他ニ雑用四拾匁」の費用を杉浦氏の

て五十人もの人数が江戸に滞在していたことになってゐる。そして、約三カ月に及ぶ滞在中の費用は「惣錢、千五百五拾四貫四百文」となっており、これに江戸道中往復の宿泊交通費、荷駄賃その他雑費を加えれば、総額銀にして「貳拾貫九百六拾四匁六分四厘」(嘉永七寅年十二月、「御軍役ニ付勘定帳」の多額の費用に上つてゐる。こうした費用は恐らく旗本杉浦氏支配地三組の村方ないし農民に割賦されたものであろう。つぎの安政二卯年十二月の「御軍役三組割賦目録」はこの点を示すと同時に、この年も両苗郷士らが「兵賦御奉公」のため江戸出府を行ったことを示している。この史料によれば、馬路村帯刀人十五人、山国組帯刀人十

安政二卯年12月御軍役三組割賦目録

費用名目	費用（銭）	備考
下り入用	279,000 ^{貫文}	馬路村 ^ハ 15人下り道中川支ニ而15日分1日1人600文宛、銭135貫文 山国組 ^ハ 10人3ヶ村 ^ハ 5人、右同断銭144貫文（但し1名病氣延着にて16日分）
江戸逗留中入用	699,600	馬路村帯刀人15人7月23日 ^ハ 9月22日迄江戸逗留59日 3ヶ村 ^ハ 5人7月24日 ^ハ 9月23日迄右同断 山国組帯刀人9人7月24日 ^ハ 9月26日迄62日（但し1名8月6日死去ニ付江戸逗留11日分） 1日1人ニ付400文宛
登り入用	237,000 17,377	馬路村帯刀人15人、3ヶ村帯刀人5人道中13日分 山国組帯刀人9人道中15日分 1日1人600文宛 荷物駄賃、飛脚、迎人足、村役人公用費その他雑費
惣費用	1,232,977	内、232貫文、夫役29人江戸逗留中60日分1日1人132文宛御手当として被下也

銭1,000貫977文、此銀10貫310匁6厘（銭1貫文ニ付10匁3ト替）、他ニ雑用40匁、此割 丹州御高5563石7升2合3勺ニ割、高1石ニ付銀1匁8ト5厘3毛宛
 三組高 5563石0斗3升2合3勺 法 老八六令五
 内馬路組高 2148石7斗2升6合8勺 此掛り3貫997匁7ト1厘
 氷上組高 2107石5斗0升3合6勺 掛り3貫921匁1厘
 山国組高 1306石8斗4升3合7勺 掛り2貫431匁3分8厘

支配地である三組、すなわち馬路組（四ヶ村）、山国組（六ヶ村）、氷上組（十ヶ村）の合計高五、五六三石三升二合三勺に「老石ニ付、銀老奴八分五厘三毛宛」ないし「法、老八六令五」でもって割賦されている。こうして三組に割りつけられたものを組所属の各村に、そしてさらに各村の一般農民に対して割賦されたものであった。例えば、安政二卯年十二月「御軍役四箇村割賦目録」は、馬路組四カ村すなわち馬路村、出雲村、池尻村および小

口村それぞれの村高えの割賦を示すものであり、同年同月の「御軍役西田堤年賦取立帳」⁽³⁾は馬路村一般農民えの軍役資金取立を示すものである。

以上において、先に触れたように幕府側の海防農兵設置の態度には極めて消極的なものがあつたとされてはいるが、実はその実践において必ずしもそうではなく、ペリーの来航当時にあつて幕府側では譜代の旗本杉浦氏をして、彼の支配地における郷士に対して「兵賦御奉公」を命じ、これが実施されている事実に注目せられよう。

しかもこの江戸出府は杉浦支配地における各村、一般農民からの軍役資金調達において行われたものであつた。なお、文久二、三年（一八六二〜六三）にかけては尊攘派の京都制圧が行われ、尊王攘夷の最も高揚された時期であり、文久三年五月十日幕府をして余儀なく攘夷期日の決定をみたが、このような政治的動向のなかに幕府は文久三年旗本をして兵賦と称し、彼等の支配地の知行高に應じ農兵を出さしむるに至つた（この時期における農兵設置は、外患・攘夷のためのものでなく、反幕勢力による内憂に備えたものといえる）。こうした幕府の農兵設置の態度決定を請けて杉浦氏は両苗郷士らに三度目の江戸出府を命令したものである。これは「万延元年（文久元年の間違か）に又黒船到来士分召寄せとて江戸に参る、地頭の用命にて都合三度出府す」⁽⁴⁾、「我等此度兵賦御奉公被仰付難在奉御請出府仕候」⁽⁵⁾とあることによつて知られる。彼等両苗郷士三十四名が文久三年四月十四日より少くとも在府五十日以上の間、「大筒」操作の「調練」をうけていたものであつた。⁽⁶⁾

以上のごとく、丹波馬路両苗郷士らは嘉永六年のペリー来航の翌年とその翌々年及び文久三年の三回にわたり、特に幕府が「兵賦」を農民に課するに至つた文久三年以前において、海防攘夷の名の下に旗本杉浦氏の命令により江戸に赴いた事実を指摘してきたが、ところで、ここで彼等両苗郷士の江戸出府を断行した動機について若干

あきらかにしておきたい。

すでにしばしば触れているように、馬路両苗郷士らが遠路遙か江戸の地に赴いたのは、旗本杉浦氏の命令によるものであったとはいえ、しかし地頭の命令のみをもって両苗郷士の行動を理解することはできない。それは江川太郎左衛門が自己の代官支配地における農民との親密な関係から農兵設置を説いた場合とは異なり、地頭杉浦氏と両苗郷士との関係は必ずしも親密なものではなく、これはすでに別の機会においてあきらかにしておいたように、⁽⁷⁾例えば杉浦氏の財政的窮乏において生じた享保年中の「地頭と郷士差継出来候」一件にみられる両苗郷士の秀吉米の特権⁽⁷⁾「赦免屋敷地」に対する貢租化の問題（この一件は両苗の公儀出願によって「双方御糺之上、於評定所、制外之地と被仰渡、事済ニ相成」ったものである）、あるいは杉浦氏の村内平百姓帯刀身分取立に対する両苗の不滿から生じたと考えられる明和年中の「帯刀御免辞退願」一件などよりすれば、むしろ両者の間に感情的対立すら存在していたことに加えて、在地性をもたない江戸居住の旗本の命令のみで容易に応じたものとは考えられない。とすれば彼等両苗郷士らの海防攘夷への動機を何に求むべきか、実はそれは形式的に地頭の命令によるものであったとはいえ、実質的には彼等の尊王のための攘夷の精神に支えられたものであると考えられる。すなわち安政元年、同二年、文久三年の三回にわたり江戸に出た「中川祿左衛門手記」に「丹波馬路は制外の地として日本制外三ヶ所の一也、殊に玉城に近き所なる故勤王と云う事を忘れぬ様常に親父子の咄也、私廿一歳嘉永六年に亜米利加渡来、翌寅年二月六日江戸行とて地頭杉浦の御命にて両苗五十餘人其内一番出立に加はる、翌卯年に徳川將軍勢揃ひとて七月八日出立にて杉浦屋敷に参る⁽⁸⁾」とあるのはこの点をうかがわしめるものであろう。さらに、彼等は自身の手において嘉永年間「典学舎」なる私塾を馬路に開設している。⁽⁹⁾この私塾には元美作津山藩士中条侍郎

なる陽明学者を招聘し、知行合一、実践行動主義を学びかつ尊王思想の教育を両苗一族の子弟に施していたものであり、ここに彼等の行動の思想的基盤をうかがうことができる。両苗一族の手によってつくられたこの「典学舎」は丹波における最古の私塾とされているが、農村にあつてこのような私塾を開設し一族の子弟を教育せんとした両苗の者たちの知的な態度はこれを評価せねばならない。幕末期において一族の中より医者、儒者、俳人などを輩出しているのは両苗のインテリゲンチヤとしての存在を示すものであろう。こうした彼等は当時の世状の動向に少くとも無関心でありえなかつたのであろうか。文化四年択捉島、同八年国後島に露船が寇し来つた当時の事件の内容を詳細にとどめた「蝦夷一件」の書写、あるいは黒船渡来にかかわる江戸在府日記などは、両苗郷士の世状動向に対する視野の広さを示しているものといえよう。⁽¹²⁾

二 両苗郷士と禁裏守衛（禁門の変）

安政元年から文久三年にかけて三度、海防攘夷の名において江戸出府を實行した馬路両苗郷士らは、その後の国内の政局にも無関心ではありえなかつた。

周知のごとく、文久二年九月から翌年八月にかけてのこの期間は、攘夷運動がもつとも高揚された時期である。朝廷を掌中におさめた長州、土佐、薩摩各藩の尊攘志士たちは、朝廷を通じて全国を彼等の支配下におこうとした。そして尊攘派の全盛下に浪人による天誅や威嚇活動が行われ、攘夷祈願・親征の詔勅をみるに及んで、彼等尊攘派の全盛は最高潮に達したものであつた。先にのべておいた幕府の農兵設置の決定はこの状況の下で行われたものである。しかし、尊攘派のこうした政治的計画が進められていた過程において、朝廷より後退を余儀なく

されていた薩摩藩を中心とする公武合体派と京都における幕府勢力の中心会津藩の連合が結成され、この公武合体 \parallel 雄藩連合による京市政権回復の計画が秘密裡に行われ、そしてこれは文久三年八月十八日の攘夷親征延期の決定をみたことにおいて達成されたものである。このため尊攘派志士および公家らは一朝にして京都から追放されるに至った。しかし、尊攘派に代り京都に再び成立した公武合体 \parallel 雄藩連合政権も、薩摩藩を中心とする雄藩勢力と幕府勢力との対立によつてはやくもこの政権の自解をもたらし、ここに再び尊攘派の乗ずべき機を与えた。時恰も水戸尊攘派の挙兵、京都池田屋事件の政変に接した長州藩は京都に向け出兵し、元治元年七月十九日京都防衛の薩摩、会津その他諸藩兵との間に戦闘が行われた。この戦闘は特に御所蛤御門をめぐつて激烈を極めたものであり、これがいわゆる禁門の変である。

ところで、右のような物状騒然、めまぐるしい政変特に禁門の変にさいして、馬路両苗郷士らは大挙六十余名の武装をもつて「大御所御伺」と称し二条城に赴いたものであった。いま「中川祿左衛門手記」によれば、禁門の変当時の京都の状況や彼等の行動について、つぎのような手記をとどめている。すなわち「元治元年七月十八九日、長州薩州戦争あるとかにて京都過半大火、前代未聞驚入り廿日早朝弟武平太私兩人愛宕山に登り参拝、夫より京都を見るに言語に尽し難く、地獄の画を見る如く火焔恐しき事也、廿五丁目に下り暫時眺むるに大砲にて峨嵋天龍寺虚空藏寺一時に焼失、其有様忘れ難し（中略）、翌廿一日早朝兩人京都市火事の中を所々相窺ひ其内、大御所御無難を拜す、守護として將軍一橋殿二条城に御座候、即刻丹地へ引取り両苗一族俄に協議を遂げ、廿三日両姓六十餘名大御所御伺として二条城へ参殿、渡辺伊予守御面会中飯を賜り、只今の処にては先づ平穩に存ずれば御引取下され、何時御頼みするやら斗り難き旨申され引取る、馬路に帰り皆々両祖神参拝、両姓会議所に引

取り表分始め両姓一統へ披露、尤も一統手鎗携帯後鉢巻捲昆布町高袴割羽織着す」云々⁽¹³⁾と。

この手記によつてあきらかなように、両苗郷士は禁門の変より四日後の二十三日、すなわち長州藩が衆寡敵せず敗走し、長州追討の朝令が出されたその日に京都に赴いたものであつて、直接戦闘に参加したものでなかつた。しかし、京都政局の動向を敏感にとらえ、「大御所御伺」と称して御所禁衛に向いた彼等の積極的な直接的行動に注目せられる。ところで、このような「大御所御伺」||禁裏守衛については、文久三年「三月播磨林田藩士大高次郎及び山城西之岡郷士山口薫次郎といふ者が山城、大和、丹波三州の郷士を叫合して禁裏御守衛に当らんことを請うて朝廷へ建白書を奉つた⁽¹⁴⁾」とされていることから推察して、馬路両苗郷士らも禁裏守衛の運動をすでにこの頃よりはじめていたものと考えられる。元治元年の「馬路村両苗郷士一条之記」によれば、⁽¹⁵⁾「始メ頃ハ申年(万延元年)メ始、願書以願出シ」たが、「ふと御地頭へ相聞へ、御差留ニも相成候て、一兩年中絶仕候処、又々当子年(元治元年)春頃メ文左衛門ヲ以、会津殿へ願込手掛リ致シ候処、会津殿⁽¹⁴⁾棺なく本國へ御引相成候故、無致方して(中略)一ツ橋殿江願込ミ」云々とあるのは禁裏守衛歎願運動の行ったことを示すものである。中川祿左衛門らの名において書かれた「当丹波国之儀者、王城接近之地、且上古より禁裏肆基御料と唱へ、大嘗会御拔穂被為行候旧例有之由諸他国と懸隔仕候、延暦年中平安城遷都之節賜勅御鳳輦御先列当国旧家之者御警衛仕、其後大内裏御造営中巡邏御警衛相勤」云々の文面は彼等の意識と立場を推察せしむる。そしてこのような運動過程において七月十九日の禁門の変を迎えたものであつた。

以上において、馬路両苗郷士の禁裏守衛運動と禁門の変参加の事実についてあきらかにしてきたが、この節の最後として、次節にのべる両苗郷士の倒幕運動参加に接続する一つの重要な契機となつた両苗の「投獄事件」に

関してここでのべておかねばならない。

この事件そのものの概略は、右にあきらかにしてきたように、少くとも一ツ橋を介して行われようとした両苗郷士の禁裏守衛運動や特に大挙武装による禁門の変の参加が、実は幕府譜代の旗本であり、馬路支配の地頭である杉浦氏の忌憚に深く触れ、禁裏守衛運動の過程においては「ふと御地頭へ聞へ御差留ニ」なるという事態にとどまったが、彼等が禁門の変に参加するに及んで遂に杉浦氏により投獄されるに至った事件である。⁽¹⁷⁾「一ツ橋様江度々罷出工致候杯ト申立、揚屋入并入牢申付候事」とあるのは投獄事件の事実の存在を示すものである。⁽¹⁸⁾この投獄事件は人見軍治、人見滝藏の二名の獄死をみた他は釈放を許されたが、この事件によって両苗郷士のその後の行動、すなわち、尊王倒幕―戊辰戦争（山陰鎮撫）への積極的参加を決定づける一つの重要な契機として、獄中にて長州藩浪士河内山半吾なるものとの交渉をもち盟約を結ぶに至ったとされている。⁽¹⁹⁾ここにわれわれは明治維新の担い手としての志士と郷士、豪農との「同盟論」を知るのである。この河内山半吾は後述の慶応四年正月の山陰鎮撫勢に長州藩兵と共に参加していた事実は中川祿左衛門「御一新勅使御発向日誌」によってあきらかであるが、⁽²⁰⁾彼は元治の両苗郷士の投獄事件のその後、慶応元年京都明暗寺の一虚無僧の姿に変して、馬路村重勝院（明暗寺未寺）に滞在、また、慶応三年に入り、同年七月十八日と十一月二十七日の二回にわたり秘かに馬路村を訪門、人見龍之進、中川武平太、中川祿左衛門らと謀議を凝したとされている。この謀議の内容は恐らく次第においてみる西郷吉之助、岩倉具視らによりなされた画策を意味するものであろう。

三 両苗郷士と倒幕運動（戊辰戦争）

薩摩藩を中心とする雄藩勢力と幕府勢力との政策上の対立によって、公武合体＝雄藩連合政権が自解をとげ、尊攘派長州藩の京都出兵によって惹き起された禁門の変後、国内の政局は誠にめまぐるしい回転をとげていった。すなわち、八月十八日の政変以来対立関係を深めていた長州、薩摩の両藩が、それぞれニュアンスを異にするとはいへ、藩内部の改革をとおして攘夷より開国論に向い、また反幕の点における政策の基本的な一致を通じて提携し、軍事同盟を密約したことにより、反幕勢力がとみに強化されていった。そして武力倒幕をすでに主張していた長州藩はともかく、なお政局の主導権を雄藩連合の掌中におさめることを企図していた薩摩藩が、長州処分と兵庫開港をめぐる幕府と四侯会議の対立そしてその失敗をみるに及んで挙兵倒幕に傾いていった。こうしたとき、時局の平和的解決策をもって登場した土佐藩によって公議政体、大政奉還論が説かれ、將軍慶喜はこれを容れることによつてそれが実現された（慶應三年十月十五日）。この大政奉還は幕府にとつて無条件の政権返上ではなく、反幕派の攻撃の名目を失わせ、かつ幕府勢力の可及的保存を意図したものと考えられる。しかし、武力倒幕派は薩・長を中心に着々と倒幕計画をすすめ、土佐の公議政体論を圧して王政復古の準備が整えられて行き、遂に十二月九日王政復古が宣布されるに至つた。そしてその夜の小御所会議において、公議政体派と武力倒幕派の激論のすえ討幕派の主張する慶喜の辞官納地が決定されたとき、ここに幕藩封建体制は崩れ去り、明治絶対主義新政权が生誕したのである。しかし、この新政权は倒幕派と公議政体派の妥協になる両者の連合政権であり、両者の間に主導権をめぐる暗闘がつづけられていた。すなわち、徳川氏を含む列藩会議の主張者公議政体派と徹底的な幕府勢力の新政权からの追放を捨てない討幕派との主導権争いがつづけられていたのである。かくして、討幕派の仕組んだ江戸治安の攪乱、幕府への挑発に対する幕府側の挙兵によつて、その後約一年の内乱、いわゆる戊辰

戦争が惹き起されたものであった。この戊辰戦争は新政権内における倒幕派の公議政体派に対するいわば挑戦ともみることができよう。

ところで、慶応四戊辰年正月三日の鳥羽伏見の戦を口火として、その後約一年にわたる内乱、いわゆる戊辰戦争が倒幕派の計画にもとづき惹き起されたのであるが、この鳥羽伏見の戦の翌日丹波・山陰方面の幕府側討伐には、周知のごとく西園寺公望が山陰道鎮撫総督に任ぜられた。この丹波・山陰方面の鎮撫は岩倉具視が「西郷吉之助カ建ツル所ノ策」にもとづいてこれを「籌画」したとされるものであり、それは「万一伏見鳥羽二道ノ官軍敗ヲ取り賊軍勝ニ乗シテ京師ニ逼マルトキハ聖上婦人ノ装ヲ為シ宮嬪ノ輿ニ御シ准后御方ト桂宮ト偕ニ禁門ヲ出テ給ヒ三条中山二卿之ニ扈從シ薩長二藩ノ兵之ヲ護衛シ間道途ヲ山陰道ニ取り迂迴シテ芸備ノ間ニ出テ形勝ノ地ニ抛リ蹕ヲ行宮ニ駐メ」云々にみられるごとき重大な使命を荷うものであった。⁽²¹⁾しかし、すでに三日の鳥羽伏見の緒戦において倒幕派の完全な勝利に帰したとはいえ、なお「具視カ前キニ西郷吉之助等ト籌画スル所ノ策中ノ一」として「正月四日（中略）西園寺公望ヲ山陰道鎮撫総督ト為シ本道諸藩ノ嚮脊ヲ問ハシメ緩急事ニ從ハシ」めたものであった。⁽²²⁾そして嚮脊なおあきらかでない丹波・山陰方面の鎮撫のために、西園寺公が薩・長の兵三百余名を卒い明智阪越より丹波国馬路村に到着したのは正月五日の夕方である。

今般御勅使西園寺公望卿

御守衛薩長両藩御出張相成候条急速御出迎御用意可有之候事

正月五日

御守衛役所判

丹波馬路郷士惣代

人見立之進

中川武平太

これは西園寺公が馬路村に到着するに先立ち「飛頭」によつて伝えた鎮撫勢出迎え準備の令達文である。⁽²³⁾この令達はすでに触れた長州藩浪士河内山半吾との盟約、倒幕派と両苗郷士との間になされていた事前の政治的裏面工作の一端を示すものである。かくてここに両苗郷士の山陰鎮撫への積極的な協力と活動が開始せられるに至るのである。

西園寺公は丹波馬路村に着陣するや、まず丹波の入口を扼する亀山藩松平図書頭に当たるとともに、旧幕領旗本領下の村役人を招集して旧幕府制札の引揚げと官軍執事の制札の掲示、旧領主への「上貢郷藏之米金」の封鎖を命じた。⁽²⁴⁾いまここで各村に掲示を命じた制札の内容を抄録するとつぎのようなものである。⁽²⁵⁾すなわち、「上下貴賤共勤王之者、早速馳参り、御奉公可申候」、「徳川累代相親有之候者も、今日ハ悔悟、天朝の重を知り反正候得ハ、既往ハ御咎不被仰付、其儘被差置候」となし、「相当之御奉公可逐候、且又、御奉公筋神妙之者ハ御思賞可被仰付候」、しかし、「若勅ニ違候徒ハ忽追討被仰付候間、三丹闔民心得違無之様覚悟致し、只管丹心を抽て逆賊退治、王家ニ可勤申也」となし、又別に「官軍に加り候村ニハ当年之処、年貢半納之御沙汰可有之、若狐疑致シ不参せしむるニ於てハ、其一村立所に御誅罰可被加候事、附り、今日之騒擾ニ乗シ百姓共相参り一揆等相企候節ハ、賊徒同様可被為誅戮候」という内容のものであった。われわれはこうした制札文のなかに、丹波・山陰鎮撫の目的実現のために各村ないし一般農民の支持協力を強く要請し、しかもこれが、特に官軍に参加奉公した村々農民に対しては「御思賞可被仰下」、「当年之処年貢半納之御沙汰可有之」となし、もし勅に従わなければ「忽追討

被仰付」、「立所ニ御誅罰可被加」にみるごとく、敵しい思賞必罰主義を伴う権力でもって上から強制している点に注意せられ、また、農民の一揆騒擾を極度に恐れていた事情がうかがえる。丹波における一揆騒擾件数は近世を通じて二十件余を数えており、⁽²⁶⁾このうち船井郡は延宝、宝曆、天明、万延にかけて一揆が行われ丹波における伝統的最多発地となっていて、特に万延元年（一六八〇）の六月と十一月に産物会所反対、米価騰貴による一揆がみられたものであったが、鎮撫勢は永い封建的抑圧の下におかれていた農民層の一揆のエネルギーを積極的に吸収し、新政権成立えの一つの基盤にするというのではなく、却って、一揆騒擾を抑え、かつ、思賞必罰主義の郷村治安対策をもって丹波・山陰の鎮撫を遂行していったのである。ここに一般農民と密着しない明治新政権の絶対主義的性格をうかがうことができよう。そして新政権が内乱の結果をみた後も、農民に対する年貢半免の約束を空手形におわらしているところにその具体的な性格をみることができる。

ところで、こうした西園寺公を総督とする鎮撫勢に馬路両苗郷士がどのような役割を演じたかについてつきにみなければならぬ。

すでに触れたごとく、予定の行動として西園寺が丹波馬路村に着陣した正月五日より、鎮撫勢のつた郷村治安対策や直接的な軍役奉仕ならびに義兵募集などに対して積極的な協力と活動を開始するに至る。

まず、西園寺公が入丹するや「金穀旧領主ノ分不残郷藏封附」を村役人に命じたものであったが、この旧領主に納めるべき貢租の封鎖、接收を行うに当って、これは「薩長ノ可從指揮ニ」とされた。⁽²⁷⁾しかし、

但 薩長藩手付ニ付候郷村之分除之

官軍執事圖

の令達から知られるように、すでに薩摩、長州の指揮に入っている郷村は除き、丹波における桑田・船井郡両郡の旧幕府、旗本領の農民鎮撫と米金の取締を馬路両苗郷士にも命じたものである。前者の両苗郷士に課せられた「農民鎮撫」は先の官軍制札の一揆嚴禁に関連するものであり、丹波における伝統的な一揆の最多発地船井郡が、彼等の治安対策地域に課せられているのに注意される。

両苗郷士のこうした桑田・船井両郡における郷村治安対策への協力に加えて、つぎに彼等に課せられた役割は、鎮撫勢の戦列に加わり直接幕府側討伐に参加することにあつた。当時の京都における倒幕軍の戦力は、「岩倉公実記」によると「在京諸藩ノ中倚頼スヘキモノハ惟薩長ニ藩アルノミ而ルニ二藩ノ見兵寡少ニシテ必勝ヲ期シ難シ」とされ、そのため「奇計ヲ用キテ以テ賊軍ヲ困疲セシムルニ如カス」として西郷、大久保、広沢らと共に「防戦の計ヲ議」したものであつて、その内容はすでに触れた西郷の建策の基本的採用であり、また義兵募集にあつたと考えられる。ここにおいて、山陰鎮撫を遂行して行くに当り地の利を占め、また郷村にあつて在地勢力を有し、さらには勤王倒幕的性格をもつ馬路両苗郷士の戦列組入れが、河内山半吾を通じて計画されていたことは当然予想される。そしてこれは両苗側の「志願」と相まって実現したものであつた。義兵募集はただひとり両苗郷士に対してのみでなく、正月四日西園寺公が鎮撫総督に任命された即日、山国郷士らに対して「勤王有志之輩は各武具得物相携へ速に官軍に可馳加事」の檄文を飛ばしている。⁽²⁹⁾馬路両苗郷士は「多年之赤心一朝に果すも今日と存込み」⁽³⁰⁾という意気込みをみせ、山国郷士は「古來王臣ヲ以テ自ラ負フ山国郷士蹶起兵勇ヲ團結シ以テ勤王

の実ヲ挙ケン⁽³¹⁾）として十二日鎮撫勢に参加した。さらには、すでに周知されている丹波弓箭隊の叫合も行われたが、これは人見龍之進、中川祿左衛門らの両苗郷士惣代の建言にもとづくものであつて、西園寺公の馬路着陣の当日「従往古国風弓箭組郷士之備立粗建言仕」つたとある⁽³²⁾。この丹波弓箭隊の叫合は、「篠山口追々騒動に及び幕府之賊徒数多撰州辺より福往への間道を脱け来る」との緊迫した状況下において「人数不足に付」彼等に命ぜられたものであり、この叫合によつて丹波一円より参集した弓箭隊士は二百余名に達したとされている⁽³⁴⁾。

丹波弓箭組勤王之者篠山口御発行に付急に入人数入用候間支度調次第明日明後日之内御本營に馳付可申候事

慶応四年正月九日

官軍執事

馬路村両苗惣代

人見立之進

中川祿左衛門

これは弓箭隊叫合の令書であるが、かくて人見龍之進、中川祿左衛門は両苗郷士惣代として両苗郷士七十余名の指揮統制に当たるとともに、弓箭隊の取締惣代として鎮撫勢の帷幕に参画、鎮撫遂行の一翼を荷なつたものであつた。両苗郷士七十余名のうち直接鎮撫勢に加わつた者は約二十五名であり、他の両苗郷士は桑田・船井両郡の郷村治安対策に奔走したものである。そして前者の鎮撫勢傘下に馬路におけるいわゆる「中間小百姓八十三家」のある者も両苗郷士と共に加わつたものであつた⁽³⁶⁾。彼等がかつては両苗一族それぞれの「家米」――隷属的下人として存在していたが、宝曆頃より漸次家米筋、出入として経済的に独立化を遂げて行つた小百姓たちである⁽³⁷⁾。

このようにして、両苗郷士は自己の直接の鎮撫勢参加とともに、弓箭隊叫合にみられる義兵募集に指導的役割

を演じつつ、鎮撫遂行に協力して行ったものであるが、しかし、篠山口の緊急事態も回避、諸藩恭順の大勢の下に、山国隊は正月十六日帰郷その後京都禁裏守衛と東征従軍を命ぜられ、また弓箭隊は二十四日宮津表にてその大部分の帰郷が命ぜられた。しかし、馬路郷士は弓箭隊一部の五〇名と共に「錦旗守護」としてそのまま丹波より丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲を歴巡し兵庫、大阪の行程を至て三月二十八日の京都帰還に至る約八十日間、西園寺公に随行したものであった。なお、西園寺公望が山陰鎮撫を終え東山道第二軍総督に任ぜられるや両苗郷士は再び北越・奥羽征討にも参加したものである。⁽³⁸⁾

以上のごとく、馬路両苗郷士は桑田・船井両郡の鄉村治安対策に、そしてまた諸藩の鎮撫行動への直接参加と義兵募集などに指導的役割を演じて、手兵僅か三百余名を率いる西園寺公望の丹波・山陰鎮撫に積極的な協力を示したことをあきらかにしてきたが、このような両苗郷士の果たした役割に対して、彼等は西園寺公よりいくつかの褒賞を与えられたものであり、特に「今年上貢米一年限被免候事」(辰四月)にみるごとく、貢租米の一年限り免除の恩典にあずかったものである。⁽³⁹⁾しかし、この恩典は遂にその実現をみるに至らずに終わったものであった。明治新政権の基礎固まっておらず、「百事草創」の時期であったとはいえ、先の各村、農民に対して行われた貢租免除の空手形と併わせ、このような新政権の措置に、政局の舞台と時点を異にしたとはいえども、かつての大和天誅組の拳兵や但馬生野の拳兵にみられた年貢半減、減免の謳い文句が想起せられる。

あとがき

以上、三節にわけて叙述してきたなかからすであきらかなことであるが、まず、問題点を要約しておこう。

嘉永六年ペリー来航を契機として攘夷論が沸騰してきたが、幕府自身も強い攘夷論者であったにもかかわらず遂に開港を断行した。しかし、文久三年はともかくペリー来航のその当時、農民の負担加重、農業の怠慢、身分的秩序の破壊、特に農民の武装反抗などを恐れていた幕府が、攘夷のための農兵設置に極めて消極的態度をとったとされている一般の見解に対して、幕府が譜代の旗本を通じて農兵設置を実践していた史実を指摘すると同時に、安政元年、同二年および文久三年の三回にわたり遙か丹波の地より江戸出府を行った馬路両苗郷士は、ただ旗本杉浦氏の命令によるのみではなく、すくなくとも尊攘攘夷の思想的基盤の上に立つ彼等の積極的な「兵賦御奉公」として、これが行われたものと考えられる点をまずあきらかにした。これは安政から文久にかけての両苗の攘夷運動の展開である。つづいては、万延頃からはじめられ禁門の変（元治元年）に至る両苗郷士の禁裏守衛運動の展開と、禁門の変に参加の実態をあきらかにし、そして、さらに、管見史料によりやや具体性を欠くが、元治元年より慶応四年に至るこの間の尊王倒幕志士と両苗郷士との連繫、両苗の倒幕運動の展開特に戊辰戦争（山陰の役）において鎮撫の直接参加や郷村治安対策に彼等の演じた指導的役割についてもあきらかにしたところである。このような馬路両苗郷士の尊王攘夷、禁裏守衛および倒幕えの政治的運動の展開過程は、尊王攘夷から倒幕運動へと展開を遂げていった志士たちのそれとほぼ対応するものであろう。

ところで、つぎに両苗の倒幕運動のなかで触れた明治維新担い手としての「同盟論」、あるいは明治新政権の性格につき、丹波・山陰鎮撫のばあいを通じてすこしく述べ、もつてこの稿の最後としたい。

今日、明治維新の担い手、つまり倒幕運動の主体勢力を考えるばあい、志士ないし浪士と郷士、豪農商層との同盟関係をぬきにしてこれを考えることはできない。独り下級武士によって倒幕＝明治維新が遂行されたとみる、

いわゆる「下級武士論」は最早や許されないことはいうまでもない。このことは本文にみた両苗郷士と長州藩浪士との連繫においてもあきらかにされるところであろう。まさに倒幕運動、明治維新の変革はこうした同盟関係において遂行されていったものである。しかし、このような「同盟論」に、さらに広く一般農民を含めた同盟関係を考え、広汎にして積極的な一般農民の協力支持のもとに、倒幕運動実現の可能性を見出そうとする見解には、本文の丹波・山陰鎮撫にみる限り、すくなくともその妥当性を欠くものと思える。このことは、思賞必罰主義にもくづく上からの強力的な権力でもって、一般農民に対し鎮撫への協力支持を強制して行った点からもうかがいうるであろうが、両苗郷士惣代の建策にもとづく丹波弓箭隊叫合において、丹波各地より集まった二百余名の弓箭組の面々は、由緒連綿を誇る地侍_ニ郷士、あるいは有力農民層によって構成されていた「弓者連中」の者たちであって、広く一般の農民ではなかつた。もちろん馬路のばあい馬路村小百姓の若干の参加が認められるが、これは「中間小百姓八十三家」の者たちであり、彼等は両苗郷士の家来筋、出入としての特殊な関係をもつものであつたことから、普通の一般農民と同じくとりあつかうことはできない。以上のようにみるとき、丹波・山陰鎮撫は郷士、有力農民層との同盟で遂行されていったが、広汎にして積極的な一般農民の協力支持が存在したとみることはできない。しかし、そうかといつて、一般農民の鎮撫勢に対する行動が非協力的であつたとみるのではなく、永い封建的抑圧のもとに置かれていた彼等にとつては、新政権生誕への淡い希望と期待を寄せらる以上に出なかつたのがその実態ではなかつたか、と推察されるのである。以上のようにみてくるとき自づからうかがいいうるところであるが、つぎに、農民運動との関連において、明治新政権の生誕におけるその性格について触れておこう。

明治維新の担い手、つまり、その主体勢力を広く一般農民層を含む同盟関係において見ようとする考えは、すくなくとも丹波・山陰鎮撫においてみる限り成立しがたい点を指摘してきたが、このことは、百姓一揆が明治維新の変革にむすびつけることに疑問をもつことと関連するものである。つまり、百姓一揆の意識形態や運動形態はともかく、その実践がになう客観的意義において、封建社会をゆさぶる一つの原動力となり、封建的危機を増大せしめて行つたという評価は、これを一応認めねばならないが、しかし、これを直ちに明治維新の変革にむすびつけ、その担い手として位置づけられるかは疑問であろう。このことは、すでに本文において触れた鎮撫勢の郷村治安対策よりみてうかがいうる場所である。すなわち、丹波・山陰鎮撫にあつては、郷村の有力な郷土層の利用において、むしろ必罰主義のもとに農民の一揆騒擾を抑圧するという方向をとつたものであり、これに指導・連繫をもつたものではなかった。したがつて、明治維新は下からの農民運動を抑圧し、ただ強権をもつて上からの改革を行うという絶対主義的特質をすくなくとも備えていたものといえる。ここに明治新政権が絶対主義的性格をもつて生誕した所以の一端を知ることができよう。

(1) 拙稿「立命館経済学」第五卷第五号、第六卷第五号、第七卷第六号参照。

(2) (3) 馬路町自治会所蔵文書（同志社大学人文科学研究所保管）。

(4) 「中川禄左衛門手記」。（中川人見戊辰唱義録、一二頁）

(5) 人見家文書、文久三亥年六月「在府并登道中記」。

(6) 人見家文書、文久三亥年四月、人見権八郎記「江戸在府中并道中記」これは三月二十九日馬路出発より江戸滞在中の事件を項目を立て七月二十一日に記録されたものであり、海防農兵設置にかかわる庶民史料として貴重なるものである。参考のため項目のみを記しておくこととつぎのようなものである。○出生之事 ○到着之事 ○在府中之事 ○調練之事 ○御目見への事 ○献立之事 ○調練定日之事 ○異船至來之事 ○御触達之事 ○兵賦之もの差出之事 ○御元腹之事 ○

異国ニ付元締之事 ○御殿様御供先勢揃之事 ○帯刀人急出府ニ付御保美之事 ○振舞之事 ○西丸出火之事
○右之通り荒増書記置可申候、後年ニ拝覧可致候、以上 七月廿一日記置もの他」。

(7) 拙稿「丹波馬路村における両苗郷士の存在形態」立命館経済学第五卷第五号。

(8) 「中川人見両姓戊辰唱義録」一一頁。

(9) 「南桑田郡誌」四二頁。

(10) 「丹波及丹波人」三四〇頁。

(11) 例えば、明和安永年間「中川玄隆伴小鉄京都儒者山田清次郎門弟ニ罷成候」(人見家文書)にみるごとく、京都に儒者門弟を送り出し、あるいは京都で医者開業の断片文書(人見家文書)などをみるが、ここで特筆すべきは、杉田玄白、前野良沢らと共に蘭学「解体新書」の翻訳をなした中川淳庵(三代淳庵、天明六年没)は中川一族である。(和田信二郎著「中川淳庵先生」参照)

(12) 人見家文書、文化四丁卯年「蝦夷一件」その他「日記」。

(13) 「中川禄左衛門手記」(前掲、一二頁)、なお人見家文書元治元年の「馬路村両苗郷士一条之記」によれば、元治元年七月「廿四日朝六ツ頃参会所出立致シ候(中略)、一ツ橋殿之御屋敷へ一統参、門番之取次エ丹州馬路村郷士都廿三人、此度之御大変ニ付、兼御願申出毎々御世話様相成居候事故、一統驚入今日は不斗御見舞推参仕候」云々とあつて、出発の日数ならびに参加人員に關し「中川禄左衛門手記」と異なっているが、「一条之記」は写であることなど考慮してここでは「手記」によつた。

(14) 原平三氏「明治維新に於ける郷士の活動」(日本諸学振興委員会研究報告、第四篇所収)。

(15) 人見家文書。

(16) 「乍恐弓箭隊由緒申上候書付」(中川人見両姓戊辰唱義録、五六頁以下)

(17) 拙稿「前掲」(立命館経済学 第五卷第五号)においてあきらかにした両苗郷士の身分否認をめぐる問題において(元治元年「東御奉行小栗下総守殿於御役所ニ御尋差纏返答手続書」、同年、杉浦より口上書)、旗本杉浦氏と両苗との間に起つたいわゆる「両姓(両苗)一件」の原因としては、赦免屋敷地貢租化の問題や帯刀辭退願一件などによる両者の感情的対立の外に、実は本稿にあきらかにした禁門の変参加も重要な原因として挙げねばならない。

- (18) 人見家文書、前掲「元治元年御尋差縫返答手続書」。
- (19) 「中川人見両姓戊辰唱義録」一八頁以下参照。このように説けば、両苗の戊辰戦争への参加が偶然の中に生み出されたかの印象を与えるが、実は本文後述においてみると、岩倉具視らの画策から推して両苗の戊辰戦争参加の必然性を知らるのである。
- (20) 「十五日長州河内山半吾付属人見五郎齋藤文吾外二、三名相連丹後久美浜へ出張之事」、正月廿四「長州藩河内山半吾殿宿陣へ入来方端談話有之候」
- (21) 「岩倉公実記」中巻 二二〇頁、二三五頁。なお、この「岩倉公実記」に、「五日公望薩摩長門二藩ノ兵各一小隊ヲ率井京都ヲ発ス間道ニ由リ山城国葛野郡水尾村ヲ経テ丹波国桑田郡馬路村ニ至ル乃チ郷士人見龍之進中川武平太ヲ招諭シ人見中川ノ二族ヲシテ本営ヲ弁備センメ陣ヲ此ニ駐ム」云々とある。
- (22) 中川禄左衛門記「御一新勅使御発向日誌」〔中川人見両姓戊辰唱義録〕及び「丹波山国隊誌」所収）
- (23) 中川禄左衛門記「前掲」
- (24) 黒正巖氏「百姓一揆年表」〔同氏著「百姓一揆の研究統篇」所収〕
- (25) 「西園寺家記（山陰之役）」
- (26) 「中川人見両姓戊辰唱義録」三九頁。
- (27) 「丹波山国隊誌」。
- (28) 「中川禄左衛門記」前掲
- (29) 「弓箭隊に関して関順也氏「丹波の郷士仲間「弓者連中」について」（社会経済史学第十九卷二・三号）参照。
- (30) 中川禄左衛門記「御一新勅使御発向日誌」
- (31) 「三月朔日」の箇所「中間中沢熊吉召連参り」とあり、別の断片記事に「正月十九日、馬路村八十人組惣代として太兵衛夜戌刻——到着す」。
- (32) 「中間小百姓八十三家」の経済的独立化の問題は、拙稿「近世郷士の存在形態——馬路両苗郷士の経済的基盤と村方支配——」（立命館経済学）第六卷第五号）参照。
- (33) 「立命館経済学」第六卷第五号）参照。
- (34) この点について、中川百助手記「奥羽征討越後口の役日誌」に詳しい。この征討には両苗郷士一〇人、約一九〇日間従軍した。

(39) 「中川人見両姓戊辰唱義録」四五、五〇頁、山陰鎮撫に対し、慶応四辰年三月に「其賞軍器十挺遺候」、同年四月に「元杉浦陣屋敷地建物等授与候事、北越出陣に対し明治元己年十二月「賞金若干相遺候」。

(付記) 本稿に用いた「人見家文書」は、京都府亀岡市馬路町在住の人見惣一氏所蔵の文書である。この史料閲覧の便宜を与えてくださった同氏に深く感謝の意を表しておきたい。